

○高知県警察名誉師範の称号に関する訓令

昭和61年 3月12日

高知県警察本部訓令第4号

警察本部

警察署

改正 平成27年 3月26日高知県警察本部訓令第9号

平成30年 3月30日高知県警察本部訓令第6号

平成31年 3月27日高知県警察本部訓令第11号

令和7年 3月18日高知県警察本部訓令第5号

(趣旨)

第1条 この訓令は、県警察における柔道、剣道又は逮捕術の普及振興に関し特に功績があった者に対して、高知県警察名誉師範の称号(以下「称号」という。)を授与するため必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成30年本部訓令6号〕

(名誉師範の決定)

第2条 名誉師範は、県本部の柔道、剣道又は逮捕術の指導者として永年在職後退職した者で次の各号に該当するものの中から本部長が決定する。

(1) 術科指導室長、術科指導官、上席師範又は師範の職にあった者

(2) 人格・識見ともに優れ一般の模範と認められる者

(3) 柔道、剣道又は逮捕術の普及振興に特に功績があった者

一部改正〔平成30年本部訓令6号・令和7年5号〕

(上申手続)

第3条 警務課長は、名誉師範の基準に該当する者があると認めるときは、次に掲げる書類を添えて本部長に称号の授与に係る上申をするものとする。

(1) 履歴書、身上及び勤務成績に関する書類

(2) 柔道、剣道又は逮捕術の普及振興に寄与した功績に関する書類

全部改正〔平成27年本部訓令9号〕、一部改正〔平成30年本部訓令6号・31年11号・令和7年5号〕

(称号の授与)

第4条 称号は、本部長が別記様式の書面によって授与する。

一部改正〔平成30年本部訓令6号〕

(称号の取消し)

第5条 称号を受けた者が、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、本部長はその称号を取り消すことができる。

(1) 名誉師範にふさわしくない言動又は非行のあったとき。

(2) 本県に在住しなくなったとき。

一部改正〔平成30年本部訓令第6号〕

附 則

この訓令は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月26日高知県警察本部訓令第9号)

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月30日高知県警察本部訓令第6号)

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月27日高知県警察本部訓令第11号)

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和7年3月18日高知県警察本部訓令第5号)

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

(別記様式省略)

